

## 立命館アジア太平洋大学ハラスメント防止に関する規程

2009年5月27日

規程第812号

### (目的)

第1条 この規程は、立命館アジア太平洋大学(以下「本学」という。)におけるハラスメントの防止および排除のための措置ならびにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めることにより、本学における教育研究上、修学上および就労上の公正および適切性の確保ならびに学生および教職員の利益の保護を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「セクシュアル・ハラスメント」とは、相手に精神的苦痛を与える性的な言動をいう。
- (2) 「アカデミック・ハラスメント」とは、性的な言動を含まないとしても、教育研究上の上下関係または優越的な地位を利用して行う言動によって、相手に精神的苦痛を与え、相手の教育研究上、就労上または修学上の利益や権利を侵害することをいう。
- (3) 「パワー・ハラスメント」とは、教職員が職務上の地位または権限を不当に利用して他の教職員に対して行う就労上の不適切な言動をいう。
- (4) 「ハラスメント」とは、前三号に掲げる言動およびこれらに類する言動であり、性別、人種、言語、国籍、出身、宗教、思想、信条、職種、障害の有無などに関する差別、偏見、嫌がらせをはじめ、教職員、学生または関係者が、他の教職員、学生または関係者に不利益や精神的苦痛を与える言動をいう。
- (5) 「ハラスメントに起因する問題」とは、ハラスメントのために、教職員の教育研究上、就労上もしくは学生の修学上の環境が害されること、または不利益を受けることをいう。
- (6) 「ハラスメントのために、教職員の教育研究上、就労上または学生の修学上の環境が害されること」とは、ハラスメントを受けることにより、就労に専念することができなくなる程度に就労上の環境が害されること、または学業に専念することができなくなる程度に修学上の環境が害されることをいう。
- (7) 「不利益」とは、昇任・配置転換等の任用上の取扱いや昇格・昇給等の給与上の取扱い等に関する不利益、進学・進級・成績評価もしくは教育研究上の指導を受ける際の取扱いにおける不利益もしくは誹謗中傷を受けること、またはその他事実上の不利益をいう。
- (8) 「教職員」とは、専任・非専任の区別なく、すべての雇用形態の教員および職員を

いう。本学において就労する派遣労働者および委託業務従事者を含む。

(9) 「学生」とは、学部学生および大学院学生等、本学において修学するすべての者をいう。

(10) 「関係者」とは、学生の保護者ならびに関係業者およびその従業員等本学と職務上の関係を有する者をいう。

#### (ガイドライン)

第3条 学長は、「ハラスメント防止のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)をこの規程とは別に定め、教職員、学生および関係者に周知徹底することによって、その予防に努める。

#### (学長の責務)

第4条 学長は、教職員に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。

2 学長は、新たに教職員となった者に対して、ハラスメントの防止に関する基本的な事項について理解させるために研修を行わなければならない。

3 学長は、新たに教職員を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)となった教職員に対して、ハラスメントの防止に関して求められる役割について理解させるために研修を行わなければならない。

#### (監督者の責務)

第5条 監督者は、監督する教職員または学生等に対し、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止および排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(1) ハラスメントに関し、注意を喚起し、認識を深めさせること。

(2) 言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメントまたはハラスメントに起因する問題が生じることがないように配慮すること。

#### (教職員および学生等の責務)

第6条 教職員および学生等は、この規程およびガイドラインに定めるハラスメントを行ってはならない。

2 教職員および学生等は、この規程、ガイドラインおよび監督者の指導等に従い、ハラスメントの防止および排除に協力し、第8条に定めるハラスメント防止委員会の調査等に協力しなければならない。

#### (ハラスメントの相談または申立て等)

第7条 本学のすべての構成員は、この規程およびガイドラインに基づき、第16条に定め

るハラスメント相談員にハラスメントに関する相談もしくは苦情または救済の申立て等(以下「相談または申立て」という。)を行うことができる。

- 2 前項の相談または申立てを行う者は、ハラスメント相談員のうち、各自が希望する者を指名することができる。
- 3 申立ては、相談員がその内容を正確に把握するために防止委員会が作成した定型の書面の提出によるものとする。

#### (委員会の設置)

第8条 本学におけるハラスメントを防止するとともにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応することを目的として立命館アジア太平洋大学ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)を置く。

#### (委員会の任務)

第9条 委員会は、前条の目的のために次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントの防止に関する啓発および研修の方針に関すること。
- (2) ハラスメント事案の調整
- (3) ハラスメント事案の調査
- (4) ハラスメント事案に対する措置の勧告
- (5) ハラスメントの防止に関する本学の取り組みをまとめ公表すること。
- (6) その他ハラスメントの防止に関し必要な事項

#### (委員会の構成)

第10条 委員会の構成は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
  - (2) 副委員長 1名
  - (3) 委員 若干名
  - (4) 事務局長 1名
- 2 委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。
  - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは委員長の職務を代行する。

#### (委員の選任)

第11条 委員長は、副学長(総務・財務担当)とする。

- 2 副委員長、委員および事務局長は、委員長が任命する。
- 3 副委員長、委員および事務局長の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 4 委員長は、必要に応じて学外の専門家を専門委員に委嘱することができる。  
専門委員は委員長の許可を得て委員会に出席することができる。

(委員長の任務)

- 第12条 委員長は、相談員から報告を受けた事案について、問題解決のための方策が必要であると判断した場合、ハラスメント防止委員会を召集する。
- 2 委員長は、報告を受けたハラスメントの内容等が深刻であり、相談者に対する緊急の保護措置が必要と認めるときは、監督者に対し、緊急の保護措置を講じることを求めることができる。
  - 3 委員長は、相談員および調査および問題の解決に関与する全ての者に研修を行わなければならない。

(調査委員会)

- 第13条 委員会のもとにハラスメント事案を調査する調査委員会を設置する。
- 2 調査委員は、委員長が任命し、任期は1年とする。ただし、再任することができる。
  - 3 委員長は、ハラスメント事案に応じて調査委員を追加で任命することができる。
  - 4 委員長が、必要と認めるときには、調査委員会は、調査方法や調査結果の評価について弁護士その他学外の専門家に助言を求めることができる。

(調査委員会の任務)

- 第14条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
- (1) ハラスメント事案の事実関係を明らかにすること。
  - (2) 当事者および関係者から事情を聴取すること。
  - (3) その他当該事案の事実関係を明らかにするために必要な事項
- 2 調査委員会は、調査結果を2ヶ月以内に委員会に報告しなければならない。ただし、2ヶ月以内に調査が完了しない場合において、やむを得ない事由があるときは、調査期間を相当期間延長することができる。

(通訳および録音)

- 第15条 申立人または被申立人から要請がある場合または必要がある場合には、通訳を置くことができる。
- 2 前項の通訳は、原則として本学の職員が行う。ただし、申立人または被申立人が要請し、委員長が妥当と判断した場合は、学外の者を通訳者(以下「学外通訳者」という。)とすることができる。
  - 3 学外通訳者の費用については校費とする。
  - 4 調査委員会における調査および防止委員会が申立人および被申立人に措置の勧告等について回答する時は、当事者の承諾を得たうえで、録音を行い、資料として保管する。

(ハラスメント相談員)

第16条 相談または申立てが教職員または学生からなされた場合に対応するため、委員会の下にハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員として各オフィスに男女各1名の職員、各学部(大学院を含む)に男女各1名の教員を配置する。

3 相談員は、委員長が任命する。

4 相談員は、必要に応じて専門家の協力を得ることができるものとする。

5 相談または申立てには、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。

(1) 他の者がハラスメントをされているのを見た者からの苦情の申立

(2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた者からの相談

(3) ハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談

(相談員の責務)

第17条 相談員は、相談または申立てへの対応にあたっては、ガイドラインに従わなければならない。

2 相談または申立てがされた事案についてすみやかに委員長に報告しなければならない。

(秘密の遵守)

第18条 相談員は、相談または申立てへの対応に当たっては、プライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

2 前項の規定は、相談または申立て、調査および問題の解決に関与する全ての者に準用する。

(不利益取扱の禁止)

第19条 監督者は、ハラスメントに対する相談または申立ておよび調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員または学生に対し、そのことをもって不利益な扱いをしてはならない。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、委員会および大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、2009年5月27日から施行し、2009年4月1日から適用する。

2 立命館アジア太平洋大学ハラスメント相談室規程(2003年3月18日規程第547号)は廃止する。

- 3 立命館アジア太平洋大学ハラスメント防止委員会規程(2003年3月18日規程第548号)は  
廃止する。